租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

七　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第二十二条5

附　則

この省令は、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○経済産業省令第五十号

計量法（平成四年法律第五十一号）第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

経済産業大臣　茂木　敏充

計量単位規則の一部を改正する省令

計量単位規則（平成四年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「

トル	Torr

」を

水銀柱メートル	mHg
水銀柱センチメートル	cmHg
水銀柱ミリメートル	mmHg
水柱メートル	mH_2O
水柱センチメートル	cmH_2O
水柱ミリメートル	mmH_2O
トル	Torr

」に改める。

附　則

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

○国土交通省令第八十号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第六条第三項、第四十三条の四第一項及び第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

気象業務法施行規則及び気象等証明及び鑑定規則の一部を改正する省令

（気象業務法施行規則の一部改正）

第一条　気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、海洋気象台長」を削る。

第五十三条第一項中「、沖縄気象台長及び海洋気象台長」を「及び沖縄気象台長」に改め、同条第三項中「、沖縄気象台長及び海洋気象台長も行なう」を「及び沖縄気象台長も行う」に改める。

（気象等証明及び鑑定規則の一部改正）

第二条　気象等証明及び鑑定規則（昭和二十九年運輸省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、海洋気象台」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

（気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の気象業務法施行規則第二条の規定により海洋気象台長に対してされている届出は、第一条の規定による改正後の同令第二条の規定により観測施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に対してされた届出とみなす。

（気象等証明及び鑑定規則の一部改正に伴う経過措置）

3　この省令の施行の際現に気象等証明及び鑑定規則第二条第一項の規定により海洋気象台に対してされている依頼は、同項の規定により当該依頼により証明又は鑑定を受けようとする事実が発生した場所を管轄する気象官署（第二条の規定による改正後の同令第一条に規定する気象官署をいう。）に対してされた依頼とみなす。

○国土交通省令第八十一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第百十六条中「、中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第百十六条　削除

第百二十一条第二項及び第四項中「及び中部国際空港」を「、中部国際空港及び大阪国際空港」に改める。

第百二十四条を次のように改める。

（国際・危機管理室並びに安全管理推進官、交通管制安全監督官、国際調整官及び危機管理調整官）

第百二十四条　安全企画課に、国際・危機管理室並びに安全管理推進官三人、交通管制安全監督官七人並びに国際調整官及び危機管理調整官それぞれ一人を置く。

2　国際・危機管理室は、安全企画課の所掌に属する国際関係事務及び航空に関する危機管理に関する事務に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3　国際・危機管理室に、室長を置く。

4　安全管理推進官は、命を受けて、航空に関する安全管理の推進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を分掌する。

5　交通管制安全監督官は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第四項の規定に基づく事務を分掌する。

6　国際調整官は、命を受けて、安全企画課の所掌に属する国際関係事務に関する特定事項についての国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関する事務（安全管理推進官及び危機管理調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

7　危機管理調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する特定事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百四十条第一項中「本省の」の下に「局及び」を加え、「百三十九人」を「百四十人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。